

千葉家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 平成27年2月2日(月)午後2時から午後4時まで

2 場所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 小川裕二, 後藤弘子, 駒谷孝雄, 佐久間達哉, 佐野正利, 篠塚泉,
篠原朋子, 大門匡, 高梨園子, 中岡靖, 平山光子, 村上典子

(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー)

猪俣和代裁判官, 秋山讓首席家庭裁判所調査官, 今村彰家事首席書記官,
堀井律少年首席書記官, 佐藤昭好主任書記官, 継田剛史事務局
局長, 早稲田浩総務課長

4 テーマ

成年後見制度・千葉家裁の現状について

5 議事

□ 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員(佐久間達哉委員,
大門匡委員, 平山光子委員)について, 早稲田総務課長から紹介された。

□ 委員長の選任

家庭裁判所委員会規則に基づき, 出席委員において新委員長の互選を行い,
全会一致で大門匡委員が委員長に選任された。

□ 意見交換等

ア テーマについて

委員長から, テーマの設定について説明があった。

イ 成年後見制度・千葉家裁の現状について

千葉家裁家事部の猪俣和代裁判官及び佐藤昭好主任書記官から, 成年後見
制度・千葉家裁の現状について説明があった。

ウ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

■ 委員長

本日は，成年後見制度をテーマに取り上げました。御説明にありましたとおり，従前ありました「禁治産者制度」については，戸籍に禁治産者である旨の記載がされた上，本人には権利能力の制限や種々の場面での厳しい資格制限が存在する制度でした。平成12年に御本人の意思を尊重しながらその権利を擁護し，生活の質を維持・向上するための制度として，成年後見制度に再編され，併せて任意後見制度が創設されるとともに，禁治産の戸籍記載も後見の登記に改められたものです。

ここまでの御説明内容について御質問はありますでしょうか。

● 委員

制度の利用には，判断能力の程度を要件にするということですが，判断能力の有無や程度はどのように判断するのでしょうか。

▲ オブザーバー

意思疎通の能力，記憶力，日時場所の見当識，経済活動についてどの程度の行動ができるか等についての医師の診断を提出していただき，これを参考にして裁判所が判断します。

▲ オブザーバー

補足しますが，医師の診断書には，その病院で行った認知テストの点数の記載もお願いしていますから，当該御本人に対し，後見，保佐，補助のいずれが適するかを判断する際には，これも参考にしています。

● 委員

法定後見制度について，補助，保佐，後見と判断能力の喪失の程度が進んでいく場合や法定後見制度の利用の必要がなくなる場合があると想像できますが，どのような手続が必要でしょうか。

▲ オブザーバー

いずれの場合にも、新たにその旨の申立が必要になります。後見制度の利用の必要がない程度に回復した場合にも、補助、保佐、後見の取消申立が必要になります。

エ DVD視聴

「後見人になったなら～後見人の仕事と責任」を視聴した。

オ 協議の要旨（■委員長，●委員，▲オブザーバー）

▲ オブザーバー

御覧いただいたDVDは、来庁者の方が裁判所で自由に見ることができるものですし、また、後見人に選任された被後見人の親族の方にも、その職務等を説明するために御覧いただいているものです。

委員のみなさまの御感想や疑問などがありましたら、お聞かせください。

● 委員

もし、まったく身内のいない方で判断能力がないと判明した場合、だれが後見人になるのでしょうか。

▲ オブザーバー

確かに、後見等の申立は、親族からされることが多いのですが、身内のいない方の場合には、地方公共団体からも申立ができますから、市長等からの申立を受け、裁判所において適当と思われる後見人を第三者から選任することになります。

例えば、弁護士、司法書士、社会福祉士の団体に対し、裁判所から後見人の候補者の推薦依頼を行い、推薦をされた弁護士等を第三者後見人に選任することになります。

● 委員

見せていただいたものは、後見人になる方のためのDVDと思いますが、後見を受ける御本人用のものはないのでしょうか。

▲ オブザーバー

ありません。制度が御本人のためにあることを考えれば、そのようなDVDも

必要とも思われますから、御意見は参考にさせていただきます。

● 委員

DVDは、貸し出しはいただけるのでしょうか。民生委員等も利用できればよいと思うのですが。

▲ オブザーバー

貸し出しできます。

● 委員

後見人の報酬というのはどのぐらいかかるのでしょうか。御本人の経済状況によっても変わるのでしょうか。

▲ オブザーバー

基本的には月額2万円以上となっていますが、管理する財産の額によっても変わります。また、財産のない方は後見制度を利用できないかという点、そうではなく、後見人自身が報酬を放棄することもできますので、低額の報酬で後見人をお願いする事案も実際にあります。

● 委員

成年後見人の職務の中で、身上監護というお話がありましたが、後見人が御本人の生活状況を把握するという場合に、どういう頻度で関わるべきとか、どういう関わり方をすべきとか、どのような要求をされるのでしょうか。

▲ オブザーバー

関わり方についての一般的な基準というものはありません。身上監護については、介護制度を利用したり、親族が身の回りの世話を担当する場合がありますから、第三者の後見人であれば、例えば、介護を担当している人に御本人の様子を尋ねたり、御本人が介護施設に入所していれば、月に1回面接に行くなどという方法が考えられます。

● 委員

後見人の不正という話もお聞きしましたが、それは、どういう契機で発覚するの

でしょうか。

▲ オブザーバー

定期的に報告業務をしていただいている後見人からは、その都度財産状況等の報告がされるわけですが、定期の報告がされないために裁判所が御本人の預金などの財産の状況等を調査する際に発覚する事例は多いです。また、後見人から報告書は提出されていても、その報告の内容が不審であったり、ずさんであったりすることで発覚する場合も少なくありません。

● 委員

基本的には後見人からの報告書を点検していくわけですが、財産目録や収支表などを見て不審な点があれば、調査官に調査を命じたり、銀行に調査をかけたりにして、不正事案かどうかを明らかにしていきます。第三者後見人の場合は、不正をしやすいというイメージがあるかもしれませんが、不正といえる事案は多くはないと感じています。一方親族後見人の場合には、その後見人が御本人の相続人であるときなどは、どうしても御本人の財産を使ってしまいやすいということはあると思います。ただし、それが後見人のために使われているということであれば、不正とはいえません。裁判所としては、後見人の不正が行われていることを見逃さないよう、常に報告書や財産状況をよく監督するよう心掛けています。

● 委員

御本人の子供など相続人が後見人になることについて、次のようなことを考えると、果たして制度設計として良いのか疑問に思うのですが、いかがでしょうか。例えば、後見人が相続人であれば、親の財産で自分は相続人だから自由に使って良いと思ったりしないでしょうか。また、後に相続できる額を増やそうと考えて、後見人が支出を抑えたとすれば、御本人の身上監護が十分に果たされないということにつながらないでしょうか。

■ 委員長

御指摘のような心配もあるのかもしれませんが、親族であれば、やはり御本人

の監護をしっかりと行うことが自然でしょうから、親族を後見人から排除する制度というのは違和感があります。また、身上監護と財産の後見を分けて、後者を専門家である第三者に任せたりなど、柔軟な運用ができる制度でもあります。

● 委員

例えば、平成25年、千葉県内ではどのくらいの数の成年後見事件があるのでしょうか。

▲ オブザーバー

平成25年末、千葉家裁の管内全体で成年後見を利用されている方の数でお答えすると、成年後見、保佐、補助、任意後見の合計で約7500人に上ります。

● 委員

成年後見制度に対する広報は、どの程度されているのでしょうか。

■ 委員長

平成12年に制度が導入されて以来、各裁判所ではパンフレットや広報行事のテーマとして取り上げるなどの方法で広報をしてきました。また、最高裁判所家庭局において各種メディアに情報発信を行ってきました。更に活発に広報してもよいという御意見であれば、ありがたく受け止めたいと思います。

● 委員

さきほど、後見不正の話が出ましたが、これを防止するための具体的な方策というのは、家庭裁判所はどのようなことをしているのか知りたいです。後見不正が行われた場合の後見人の民事上、刑事上の責任についても、裁判例など紹介いただきながら知りたいとも思います。

▲ オブザーバー

民事上の責任の話ですが、親族後見人に対し損害賠償を命じた例があります。民事訴訟の場合、確実に親族が横領したと思われる金額について、後見人に返還を命じる判決はされますが、実際に取り立てることができない場合も多くあります。刑事上の責任について御説明しますと、親族後見人であっても、裁判所から

御本人の財産の管理を任されているのに、これを横領すれば犯罪となります。ただし、刑法には、親族間の窃盗や横領について犯罪であるが刑を免除するという規定があり、これを「親族相盗例」と言っていますが、後見人については、親族相盗例の適用はないという判例があります。

視点は変わりますが、裁判所の民事上の責任が問われることもあります。後見人に不正があった場合に、裁判所が当然これに気付くべきであった、気付くことができたのに、後見人の財産に損害を生じさせてしまったときには、裁判所も民事上の監督責任に基づいて賠償が命じられるということもあり得ます。

■ 委員長

裁判所の監督の結果、不正が判明すれば刑事告発をする事案もあります。

● 委員

被害が大きくなるものは、専門職後見人による不正事例が多いのかなと感じています。例えば、一人の専門職後見人が複数の御本人の後見人となり、使い込みを行う例がありますが、このような事例では、被害の弁償は極めて難しくなります。財政・資産のしっかりした団体に後見をさせるとすれば、被害の弁償が容易になるのではないのでしょうか。

● 委員

後見制度支援信託と親族後見人による後見を組み合わせることはできるのでしょうか。

▲ オブザーバー

金融機関と信託契約を結ぶに当たっては専門的な知識が必要になると考えていますから、信託契約の締結までは、専門職後見人を選任しています。信託契約締結後は、専門職後見人を解職して、御本人に財産管理権を戻すべく親族後見人を選任するという運用をしています。

● 委員

遺産分割に際し、後見人は、御本人の法定相続分を確保しなければならないと思

いますが、例えば、分割すべき財産が不動産と現金というようなときに、客観的な資産価値としては御本人の法定相続分に満たなくても、現金の方を確保したいという場合があるように思いますが、裁判所では、そういう弾力的な判断ができるものでしょうか。

▲ オブザーバー

確かに御紹介いただいたような事例はあり得ることだと思います。そのような場合、例えば、差額を現金で精算するなど、御本人の利益に十分配慮した上、なお法定相続分に満たない分割でも、御本人の身上監護に資するとして、弾力的な判断を行うことはあり得ることと考えます。

● 委員

後見事件の中で、調査官はどのような役割を果たしているのでしょうか。

▲ オブザーバー

後見開始の判断に際し、御本人の判断能力について、裁判官に対して、開始相当か、鑑定相当か等の意見を具申しています。また、保佐においては、本人の同意が必要ですから、本人に会って、その同意の適否につき確認をするなどしています。

■ 委員長

本日は、貴重な御意見ありがとうございました。

委員長代理の指名

家庭裁判所委員会規則により、後藤弘子委員を委員長代理に指名した。

次回委員会のテーマの選定

少年事件に関するテーマとすることで、全委員の賛同が得られた。